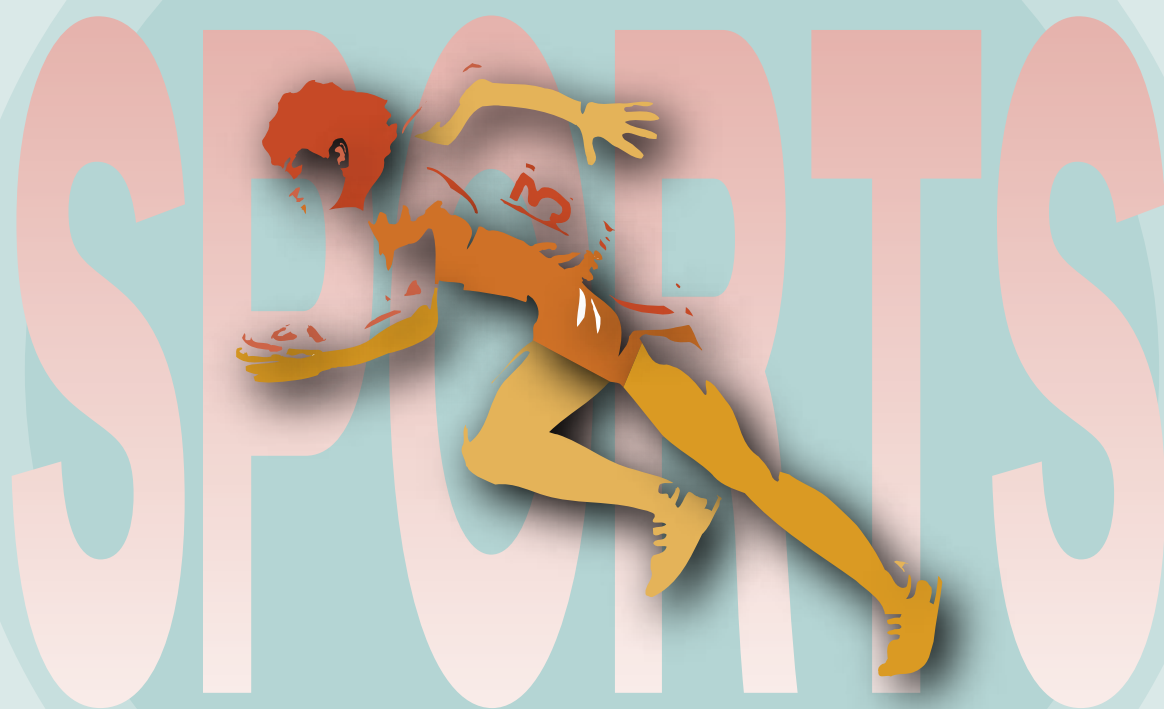


大野市スポーツ振興計画



平成 16 年 2 月

大野市教育委員会

目 次

I 総 論

1. スポーツの意義	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画のねらい	2
4. 計画の主要な課題	3
5. 計画の性格	3
6. 計画の実施	3
(1) 計画の期間	
(2) 計画の周知等	
(3) 計画の進行等	
(4) 本計画に掲げる施策の推進に必要な財源の確保	

II スポーツ振興施策の展開方策

1. 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実方策	5
(1) 総合型地域スポーツクラブの育成	5
(2) スポーツ指導者の養成・確保	12
(3) スポーツ施設の充実	14
(4) 的確なスポーツ情報の提供	15
(5) 住民のニーズに即応したスポーツ行政の見直し	16
2. レベルの高い競技者を育成するための方策	18
(1) 一貫指導体制の整備	18
(2) レベルの高い技術に触れる機会の充実	20
3. 生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策	21
(1) 子どもたちの豊かなスポーツライフの実現に向けた学校と地域の連携の推進	21
(2) レベルの高い競技者の育成に向けた学校とスポーツ団体の連携の推進	23
(3) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実	24
(4) 学校体育指導者・施設の充実	26
(5) 運動部活動の改善・充実	27

附属資料

策定までの経過	29
地域スポーツ活動活性化事業運営委員会委員名列	30
スポーツ振興審議会委員名列	31
スポーツ振興計画検討委員会委員名列	32

1. スポーツの意義

スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するもので、人生をより豊かで充実したものにする。すなわち、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や市民の心身の健全な発達に必要な不可欠なものである。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想されるこれからの社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義がある。

また、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民のスポーツへの関心を高め、市民に夢や感動を与えるなど、スポーツは、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。

さらに、スポーツは、社会的に次のような意義も有し、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることが重要となってきた。

- (ア) スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促すものであり、特に自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うものである。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくむ。さらに、さまざまな要因による子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう機会を与えるなど、青少年の健全育成に資する。
- (イ) スポーツを通じて住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向かい共に努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じるにより、地域の一体感や活力が醸成され、人間関係の希薄化などの問題を抱えている地域社会の再生にもつながるなど、地域における連帯感の醸成に資する。
- (ウ) スポーツは、市民の心身両面にわたる健康の保持増進に大きく貢献し、医療費の節減に対する効果も期待される。

このようにスポーツは多様な意義を有しており、市民一人一人が自らスポーツを行うことにより、心身ともに健康で活力ある生活を形成するよう努めることが期待される。

なお、人とスポーツとの関わりについては、スポーツを自ら行うことのほかに、スポーツを観て楽しむことやスポーツを支援することがある。スポーツを観て楽しむことは、スポーツの振興の面だけでなく、市民生活の質的向上やゆとりある生活の観点からも有意義である。また、スポーツの支援については、例えば、ボランティアとしてスポーツの振興に積極的に関わりながら、自己開発、自己実現を図ることを可能とする。このように、スポーツへの多様な関わりについても、その意義を踏まえ、促進を図っていくことが重要である。



2. 計画策定の背景

平成12年9月に当時の文部省より、長期的・総合的な視点から国が目指す今後のスポーツ振興の基本的方向を示すものであると同時に、地方公共団体にとっては、地方の実情に即したスポーツ振興施策を主体的に進める上での参考指針となるものとして「スポーツ振興基本計画」が出された。

これは、さまざまな社会環境の変化に伴い、国民のスポーツの実施目的、実施内容も高度化・多様化し、行政や関係団体等に求められる内容も変化してきていることや、日本の国際競技力が低下傾向にある状況の中、国民のスポーツへの主体的な取り組みを基本としつつ、国民のニーズや期待に適切にこたえ、国民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備することが、国、地方公共団体の重要な責務とし、今後のスポーツ行政の主要な課題と平成13年度から概ね10年間で実現すべきその政策目標を掲げ、方策の具体化を図っている。特に、最重点施策として総合型地域スポーツクラブの全国展開を掲げ、目標として、2010年までに、全国の各市町村において少なくとも1つは育成するとしている。

なお、地方公共団体においては、この計画を考慮しながら地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めることとなっている。

3. 計画のねらい

大野市においても、労働時間の短縮や農作業等の機械化、学校週5日制の実施等による自由時間の増大、仕事中心から生活重視への市民の意識の変化などにより、自由時間を主体的に活用することによる精神的な豊かさへの欲求は強まっている。一方、人間関係が希薄となり精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下したりするなどの心身両面にわたる健康上の問題も顕在化してきている。また、少子・高齢化においては、2050年に国民のほぼ3人に1人が65歳以上となることが予測されているが、大野市の人口の将来推計では2025年にほぼ同率となることが予測されており、このような社会において市民が全体として生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることが、個々の幸福にとどまらず大野市全体の活力の維持のためにも強く求められている。

このような社会環境の変化に伴い、市民のスポーツへの期待はさらに大きく多様化し、行政や関係団体等に求められる内容も変化してきている。

一方、市民の全国大会での活躍や、日本代表選手、プロスポーツ選手としての活躍は、市民に大きな夢と感動、勇気を与えるものであり、トップレベル競技者を多数輩出することへの期待も大きいですが、現状は、低迷していると言わざるを得ない。

このような状況の中、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できるような、レベルの高い競技者の育成につながるようなスポーツ環境を整備することは、大野市にとっても重要な



責務であり、こうしたスポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するに当たっては、施策の定期的な評価・見直しを行いつつ、中・長期的な見通しに立って、スポーツの振興をめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むことが求められている。

本計画は、このような視点から、市及び市内各種団体と市民が一体となった取り組みを積極的に展開し、一層のスポーツの振興を図ることにより、明るく豊かで活力ある社会の実現を目指すものである。

4. 計画の主要な課題

本計画においては、上に述べたような「ねらい」を踏まえ、今後の大野市におけるスポーツ行政の主要な課題として次のものを掲げ、その具体化を図ることとする。

- (1) 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実方策
- (2) レベルの高い競技者を育成するための方策
- (3) 生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策

5. 計画の性格

本計画は、スポーツ振興法に基づいて、文部科学大臣が定めた「スポーツ振興基本計画」を大野市の実情に即して参酌しており、大野市が目指す今後のスポーツ振興の方向を示すものであるとともに、そのための具体的な施策を主体的・計画的に推進する指針となるものである。

なお、21世紀の福井県教育の指針として、平成14年3月に福井県教育委員会教育長が定めた「福井県教育振興ビジョン」そして、2010年度までの大野市の長期的なまちづくりの方向を示す「第四次大野市総合計画」さらに、厚生労働省が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指して定めた21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の理念を基礎にして策定した大野市の健康づくり計画「健康おおの21」との整合を取っている。

6. 計画の実施

(1) 計画の期間

本計画は、平成16年度から概ね10年間で実現すべき目標を設定するとともに、その目標を達成するために必要な施策を示したものである。



(2) 計画の周知等

計画に基づく施策の実施に当たっては、市とスポーツ団体及びスポーツ団体相互の連携の促進に努めるとともに、スポーツ団体や市民各層に対して説明会を開催するなど積極的に各種施策を周知し、効果的な推進に努めていく。

(3) 計画の進行等

計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めるとともに、「スポーツ振興基本計画」の見直し状況も参考にして、3年後に計画全体の見直しを図るものとする。また、進捗状況の点検機関として、スポーツ振興審議会に「スポーツ振興計画の進行に関する特別委員会（仮称）」を設置し、毎年度確認点検をする。

(4) 本計画に掲げる施策の推進に必要な財源の確保

本計画に掲げる市の施策の推進に必要な資金の充実のため、必要な予算措置等についてその充実に努める。また、「スポーツ振興基本計画」の施策推進の財源として期待されているスポーツ振興投票の収益については、整合の取れた本計画施策への助成を期待する。



1. 生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実方策

—目標—

- ・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- ・その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す。

○目標達成のための推進項目

誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を早期に実現するため、各種スポーツ団体の主体的な活動の促進と組織の活性化、及び、相互の連携強化に努めるとともに、市民が子どもの頃から高齢者になっても日常的にスポーツを行う場として期待される(1)総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

また、その育成を効果的に推進するとともに、既存スポーツ環境の充実を図るため、(2)スポーツ指導者の養成・確保、(3)スポーツ施設の充実、(4)的確なスポーツ情報の提供体制の整備を推進する。さらに、(5)住民のニーズに即応するよう積極的にスポーツ行政の見直しを図る。

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成

①到達目標

- ・2005年（平成17年）までに、市内全域を対象とする総合型地域スポーツクラブを育成する。
- ・総合型地域スポーツクラブの定着と市内各地域での市民の日常的なスポーツ活動を目指し、2010年（平成22年）までに、クラブの活動を市内全体育施設に拡大する。
- ・将来の成人のスポーツ実施率の飛躍的な向上を目指し、同じく2010年（平成22年）までに、小・中・高生の総合型地域スポーツクラブへの加入率を50パーセント以上とする。

②現状と課題

（スポーツ環境の現状と課題）

日本では、学校と企業を中心にスポーツが発展してきたため、学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が減少する傾向にある。大野市においては、この傾向がより顕著で、平成12年に実施した「コンピュータヘルスチェック」によると、40～64歳の週1回以上のスポーツ実施率は約30パーセントと、約40パーセントの全国に比べて低い状況にある。さらに、生まれ育ったこのような環境と農村地域で保守的な地域性もあって、「スポーツは、健康で運動が得意な特別な人がするもの」という潜在意識が生まれ、一般の成人、特に高齢者には、スポーツをすること



に抵抗感さえあるような状況である。スポーツ本来の「楽しみや健康のためにする」という意識は低い。

現在、ママさんバレーに代表されるクラブチームや種目別競技団体自体が主体となったスポーツクラブ、従業員の福利厚生を目的とした職場のスポーツクラブ、そして、民間の商業スポーツクラブも存在するが、ほとんどが単一種目型、チーム活動型であるように、これらのスポーツクラブは性別、年齢、種目が限定的であったりするため、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各々の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようになっていたとは言い難い状況にある。

こうした状況を改善し、市民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するためには、多世代、多様な技術・技能レベルに属し、多様な興味・関心を有する者が、青少年期からいつまでも所属し活動できる地域スポーツクラブの育成が必要である。

(総合型地域スポーツクラブの必要性)

総合型地域スポーツクラブの特徴は、次のとおりである。

- (ア) 複数の種目が用意されている。
- (イ) 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる。
- (ウ) 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- (エ) 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる。
- (オ) 以上のようなことについて、地域住民が主体的に運営する。

国は、中学校区程度の地域において総合型地域スポーツクラブが定着することが適当としているが、広範囲で人口が小規模の校区・地区の多い大野市においてすべての地域での活動を多様に充実させるためには、市民の誰もが参加できる全市的なクラブを育成し、各地区学校体育施設での活動内容も充実させていくことが適当と考えられる。

なお、総合型地域スポーツクラブを育成することは、子どものスポーツ活動の受け皿の整備にもつながり、さらには地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生にも寄与するものである。

(総合型地域スポーツクラブの育成状況)

平成14年3月に、大野市地域スポーツ活動活性化事業運営委員会が「大野市の目指す総合型地域スポーツクラブの基本構想」(以下「大野市クラブ構想」という。)をまとめた。これに基づき、市は、将来的なクラブでの活動を展望して、“みんなでスポーツ”と題した多種多様なスポーツ活動の機会を提供することにより、市民のスポーツ社会への取り込みと大野市クラブ構想の周知を図っている。

また、大野市クラブ構想に賛同し実現を目指す市民有志により平成14年8月に形成されたクラブ育成推進グループが、1年余りの活動を経て、既存の単位スポーツ少年団や一般クラ



ブチーム、そして“みんなでスポーツ”の一部を吸収し、目指す総合型地域スポーツクラブのモデル（クラブの卵的な存在“みんスポクラブ”）を平成15年12月に立ち上げた。当クラブは、会員の健全な心身の育成だけでなく、「大野市における生涯スポーツ社会の実現と、それによる明るく健康的で豊かな市民生活の実現を目指し、大野市クラブ構想の周知及びクラブの拡張に努め、構想の実現、発展に寄与する」ことを目的としており、市と連携して活動を続けている。

（総合型地域スポーツクラブの課題）

スポーツサービスは無料又は廉価で行政や体育協会等から提供されるものという従来の意識が残っていることから、地区体育協会等に関わる一部を除いた一般地域住民には、自らのスポーツ活動のための環境を地域で主体的に創り出すという意識が根付いておらず、会費を払って自主的にクラブを運営するという基本認識が足りない。各種スポーツ関係者においても、総合型地域スポーツクラブの意義・必要性が十分認識されていない。

また、総合型地域スポーツクラブを円滑に運営するために必要な、経営能力を有する専門的な人材（クラブマネジャー）などのスタッフの確保が容易でない。

さらに、総合型地域スポーツクラブは、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場としても期待され、そのためには地域住民の交流の場（たまり場）となるクラブハウスが望まれる。しかし、各地域の活動の拠点として期待される学校体育施設や公共スポーツ施設にはクラブハウス的な設備がなく、地域住民から期待される役割を果たすために必要な機能を備えているとは言い難い状況にある。

③今後10年間の具体的施策展開

生涯スポーツ社会の実現に取り組む中で、総合型地域スポーツクラブの育成は本計画の根幹となるものであり、将来的には、全市民の生活に密着した総合型地域スポーツクラブの定着が最終目標である。この目標に向け、市を挙げた総合型地域スポーツクラブの育成を行う。

（市）

●生涯スポーツ社会の実現に向けた普及啓発

（ア）市民一人一人が自らの関心や体力に応じて、スポーツを生活文化として日常生活の中で行うことにつながるキャンペーンを実施する。

スポーツは本来、自発的にそれぞれの目的に応じて行われるものであり、人との競争ではなく、自身の楽しみや自身の健康のために行う身近な活動として、スポーツのイメージを積極的に変容させる次のような運動の展開を図る。

・体力や技術に関係なく参加でき、スポーツを楽しめる機会を提



供する。

- ・健康体操やウォーキングなどの軽い運動ができる機会をスポーツとして提供する。
- ・誰もが気軽に取り組める多様なニュースポーツを普及する。

また、手軽で身近な運動である「ラジオ・テレビ体操」について、その普及を図る郵便局と連携して市民生活への定着に努め、スポーツの日常化を図る。

- (イ) 総合型地域スポーツクラブの意義や効果について、市民への普及啓発を行う。

総合型地域スポーツクラブでの活動を展望した多種多様な活動機会“みんなでスポーツ”を、さらに拡張し提供することで、体験による普及啓発を図る。また、クラブ育成推進グループと連携し、モデルクラブの広報に努める。



●総合型地域スポーツクラブの活動拠点となる公共スポーツ施設の充実

- (ア) 中心施設として、シビックセンター（仮称）内の設備を充実する。

冬季は軽スポーツが実施可能となる多目的プールや体育館、運動場などの体育施設の他、体育館に併設し、体力・健康測定器を設置したミーティングルーム、交流の場としてのクラブ室、ランチルーム、そして、シャワールームを設ける。また、スポーツの他にもさまざまな生涯学習活動が可能な施設とする。

- (イ) クラブハウス等の整備を推進する。

住民にとって利用しやすく親しみやすい施設となるように、エキサイト広場総合体育施設等既存施設にクラブハウスの機能をもつ設備の整備を推進する。

- (ウ) 管理運営の総合型地域スポーツクラブへの委託を検討する。

事務の効率化や住民へのサービス向上に配慮し、総合型地域スポーツクラブの育成状況に応じて、体育施設の管理運営委託を推進する。

●クラブ育成推進グループ及びモデルクラブの活動への支援

- (ア) 人材を育成する。

総合型地域スポーツクラブを育成していく人材を育成するため、先進事例に関するセミナー等へ派遣や情報提供等を進める。また、クラブが円滑に運営されるようクラブマネージャーの育成を推進するため、福井県が設置した福井県広域スポーツセンターとも連携し、養成講習会等への派遣や情報提供等を進める。



また、クラブが円滑に運営されるようクラブマネージャーの育成を推進するため、福井県が設置した福井県広域スポーツセンターとも連携し、養成講習会等への派遣や情報提供等を進める。

- (イ) 広報、拡張活動を支援する。

大野市ホームページや市が発行するスポーツ情報誌等へ掲載するとともに、児童



生徒やその保護者、学校等関係機関への広報を支援する。また、大野市クラブ構想への賛同者や参画団体の発掘について、共に努める。

(ウ) 活動内容を充実させる。

住民の多種多様なスポーツ活動の機会となる“みんなでスポーツ”をモデルクラブの活動メニューとして開催する。



(エ) 活動場所を確保する。

各施設の利用状況を把握し、各メニューの活動場所を効果的に配置するとともに、実状に応じて、段階的に各施設の利用調整を行う。

(オ) 運営を支援する。

自主運営を原則として、クラブの主体的な活動に次のような支援をする。

- ・クラブ内の会議「特別運営委員会」に行政担当者が参加し、大野市クラブ構想のモデルとしての在り方等について定期的に協議検討する。
- ・当面は、事務所をエキサイト広場総合体育施設事務所内に設置し、後に、シビックセンターに移動する。
- ・育成状況に応じて、スポーツ振興くじ助成「総合型地域スポーツクラブ活動支援事業」の申請をする。

(体育指導委員会)

市の非常勤職員である体育指導委員は、次のような取り組みについて市、その他各種団体と連携・協力し、総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。

- ・スポーツ指導の他、成人を対象とした内容の企画・運営など“みんなでスポーツ”の拡張に努める。
- ・誰もが気軽に取り組めるニュースポーツや「ラジオ・テレビ体操」の普及とそれによる市民のスポーツ社会への取り込みを図る。



(保健推進員協議会)

健康づくりの推進役として行政区毎に委嘱されている保健推進員は、次の

ような取り組みについて市、その他各種団体と連携・協力し、地域住民の日常的な運動を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること。

- ・集落内で運動に関する講座を開催し、運動の体験や健康と運動に関する学習の機会を提供したり、総合型地域スポーツクラブの意義について周知を図る。



- ・「ラジオ・テレビ体操」を普及する。
- ・「貯筋カード」の活用を通じ、地域の運動する住民の実態把握や運動実践への啓発を行う。

(体育協会)

体育協会は、次のような取り組みについて市、その他各種団体と連携・協力し、市民がスポーツを日常生活の中で行うことにつながる組織的な運動を展開するとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を支援することが期待される。



(ア) 各地区で、スポーツが住民にとって身近なものとなるような運動を展開する。

地区住民が、最も身近な活動の場である集落センターや公園、小学校体育施設、公民館等を利用してスポーツ活動を日常的に行うことにつながる、次のような事業を展開する。

- ・保健推進員等と協力し、「ラジオ・テレビ体操」やその他健康体操を普及する。
- ・体育指導委員等と協力し、地区住民、特に高齢者に、ニュースポーツが体験できる機会を提供する。

(イ) 総合型地域スポーツクラブの活動内容について、市民への普及啓発を行う。

指導者の派遣や運営など“みんなでスポーツ”の開催及び拡張に協力する。

(既存の地域スポーツクラブ)

既存の単位スポーツ少年団や一般クラブチーム、その他の地域スポーツクラブにおいては、各々の今後予想される状況の他、大野市全体のスポーツ情勢と生涯スポーツ社会の実現に向けた課題や住民の多様なスポーツニーズを踏まえ、大野市クラブ構想に参画を図ることが期待される。

(総合型地域スポーツクラブ)

創設後の総合型地域スポーツクラブにおいては、円滑かつ継続的に事業を展開するため、次のような取り組みが望まれる。



- (ア) NPO法人化を進めること。法人格を取得することで、社会的に信用が大きくなる。また、事業内容や会計が透明化されることにより、行政との連携も円滑になる。さらに、事業内容や会計の透明化は、会費を納める地域住民の一層の信頼を得ることにもつながり、クラブの継続性にも寄与すると考えら



れる。

- (イ) 市のスポーツ事業やスポーツ施設の管理運営を受託するなど、大野市のスポーツ活動の中核組織として基盤の充実を図ること。
- (ウ) 総合型地域スポーツクラブへの加入層を広げてスポーツ実施率を高めていくため、住民の関心に対応して、スポーツ活動にとどまらず、健康に関するイベント、健康教室の開催や、レクリエーション・文化・福祉活動等も加えたクラブに発展させていくこと。
- (エ) 傷害保険に総合型地域スポーツクラブとして加入するなど、活動中に生じる可能性のある事故に備えること。

(地域住民)

日常、生活文化としてスポーツに親しむため、総合型地域スポーツクラブの育成に取り組むことが期待される。特に、学校教員をはじめとするスポーツ指導に関する実績や能力を有する住民においては、より積極的に総合型地域スポーツクラブの活動に参加すること



ことが期待される。また、スポーツに関する認定資格を持つ医師においても、住民の健康相談やスポーツ傷害等の医療面で積極的に総合型地域スポーツクラブの活動に参加することが期待される。

(民間スポーツクラブ)

民間スポーツクラブにおいては、総合型地域スポーツクラブに活動の場を提供したり、スポーツ指導者の派遣を行うなど大野市のスポーツ活動により一層寄与することが望まれる。



(2) スポーツ指導者の養成・確保

①到達目標

ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者を養成・確保する。

②現状と課題

市民のスポーツ活動へのニーズが高度化・多様化する中、質の高い技術・技能を有するスポーツ指導者に対する需要は高まっている。しかし、質の高いスポーツ指導者が量的に不足していることもあり、実際に市民がスポーツ活動を行う場においては、指導が行われていない場合が多く、少年スポーツにおいても、指導後継者の発掘に苦慮している団体も少なくない。また、福井県教育委員会が、平成12年度より市町村教育委員会と連携し、福井県スポーツリーダー連絡協議会（略称「スポーツネットふくい」）を設置して、指導者の養成・確保から活用・研修・情報提供に至る一貫システムの構築を図っており、現在も、県内指導者情報を集約し、紹介システムを整備して情報を提供しているが、地域住民まで情報が十分届いていないことやニーズに対応した指導者が少ないこと、登録指導者の多くが既に継続的に活動していること等のために、市民が自らのスポーツ活動に同システムを十分活用していない。

また、少年スポーツの指導者の一部に見られる勝利至上主義的な考え方や「厳しさがなければスポーツではない」などの、スポーツに対して狭い価値観を持つ指導者も少なくない。スポーツは本来、自発的にそれぞれの目的に応じて行われるものであり、一人一人に活動目的があるのだから、指導者はスポーツを広くとらえ、それぞれの活動を認めて指導にあたり、さらには、継続意欲を向上させていくことが必要である。

このような状況の中で、生涯スポーツ社会を実現するためには、指導者をはじめスポーツ関係者のスポーツに対する意識改革と質の高い指導者の養成が必要である。さらに、市の非常勤職員である体育指導委員に関しては、従来の実技指導だけではなく、地域住民と行政の調整役（コーディネーター）としての役割が期待されており、その資質向上が望まれている。



③今後10年間の具体的施策展開

年齢や技術・技能レベルなどによって異なる市民の多様なスポーツニーズに応えることができる指導者の確保を図る。

(市)

指導者をはじめスポーツ関係者に、財団法人日本体育協会等が開催する各種スポーツ指導者養成事業の情報を提供するとともに、体育協会やスポーツ少年団と連携し、指導者研修会



を開催する。

また、現在、指導者として活動していないスポーツ実施者に対し、指導及びその意義を体験できる機会を提供し、潜在している指導者の発掘に努めるとともに、「スポーツネットふくい」の有効活用について、県と連携し検討していく。



さらに、総合型地域スポーツクラブの創設の中心的な役割を果たす等、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として期待される体育指導委員については、熱意と能力のある有資格の指導者をこれに積極的に委嘱するとともに、研修の充実を図る。

(体育協会)

各種指導者講習会を開催するなど指導者の資質の向上を図るとともに、新たな指導者を養成するための事業を展開することが期待される。また、その際には、高齢社会における高齢者の多様なスポーツ・レクリエーション活動、さらに、障害者のスポーツ活動を支援する観点から、高齢者及び障害者へのスポーツ指導を適切に行うことのできる指導者を養成することも期待される。

(スポーツ関係者)

指導者は、大野市における生涯スポーツ社会を支える一指導者として、各種研修会や講習会に積極的に参加するとともに、可能な範囲で資格取得を目指すなど、自らの資質向上に努めることが期待される。また、指導者として活動していないスポーツ実施者は、補助的な指導など指導者としての活動を積極的に体験し、さらには、各種スポーツ指導者養成事業へ積極的に参加することが期待される。



(3) スポーツ施設の充実

①到達目標

魅力あるスポーツ空間を確保する。

②現状と課題

地域住民の最も身近に所在するスポーツ施設である学校体育施設に関しては、総合型地域スポーツクラブの拠点施設としての期待も大きい。しかし、ほとんどの学校には規模に応じた体育館や運動場があるだけで、スポーツ施設として地域住民から期待される機能を満たすには十分でない。公共スポーツ施設は、エキサイト広場総合体育施設や奥越ふれあい公園内施設など整備が進められてきたが、狭いトレーニングルームやナイター設備の不備など、利用しやすさ親しみやすさという面で不十分である。さらに、一部の施設では、施設利用が規模の小さい多数の団体で競合していたり、利用者が固定されているなど、施設の十分な有効活用という面においても、地域住民のニーズを満たしていない。

③今後10年間の具体的施策展開

次のような取り組みにより、活動の場の拡大を図る。

- ・県と連携し、県立学校体育施設の開放及び共同利用を促進するとともに、奥越ふれあい公園内体育施設のナイター設備の整備を推進する。
- ・公共スポーツ施設の全日開館を推進する。
- ・看板や照明を設置したウォーキングコースを整備する。

その他、次の事項に留意しつつ、地域住民の日常のスポーツ活動の場、総合型地域スポーツクラブの活動の場として有効活用できるよう学校体育施設及び公共スポーツ施設を充実させるとともに、効果的な管理運営の促進に努める。



- (ア) 公共スポーツ施設の充実、管理運営について、高齢者を含む地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ側のニーズを踏まえる。
- (イ) 総合型地域スポーツクラブへ委託するなど管理運営の弾力化を図る。
- (ウ) 子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、いつでも楽しく安全にスポーツ活動に親しむことを通じて、心身の両面にわたる健康の保持増進を図ることができる場となるよう、学校の実状に応じて、運動場の芝生化を推進する。
- (エ) 学校施設については、スポーツだけではなく、レクリエーション・文化・福祉活動等も含めて、地域住民がさまざまな分野で生涯学習活動を行うことが可能となるよう、地域コミュニティの拠点施設としての建設、管理運営を推進する。



(4) 的確なスポーツ情報の提供

①到達目標

ニーズに即したスポーツ情報の提供体制を整備する。

②現状と課題

市民が主体的にスポーツ活動に取り組むためには、スポーツに関するさまざまな情報を容易に入手できる環境が整備されていることが望ましい。しかし、スポーツ施設の利用に関する情報



は、学校を含めて各施設でしか入手できず、また、スポーツイベント等の各種スポーツ事業に関する情報も、広報誌で提供される他は、情報入手場所が公共施設等に限定されている。このため、スポーツをしたいと思っている者にとっては、スポーツ情報を入手することが困難であることから、主体的なスポーツ活動から遠ざかり、ひいてはスポーツ実施率が伸び悩む一因となっている。

③今後10年間の具体的施策展開

スポーツ情報の提供体制の整備は、市民がスポーツに親しむための基盤であるため、次のようなことに取り組み、単に地域住民が受け取るにとどまらず、興味・関心をもち、スポーツ活動に積極的に結びつくような情報提供に努める。

- (ア) 各種情報を集約し、大野市ホームページや毎年発行している情報誌の記載内容を充実する。
- (イ) 国の示すモデル事例を参考にして、効果的な情報提供システムの構築を検討する。

また、体育協会等スポーツ団体においては、自らが積極的な情報発信に努めるとともに、市と連携して、効果的に情報を提供する体制を整備することが期待される。



(5) 住民のニーズに即応したスポーツ行政の見直し

①到達目標

地域住民の主体的なスポーツ活動を支援する方向へスポーツ行政の重点を移行する。

②現状と課題

これまでのスポーツ行政は、施設整備を行うほかは、単発的・定型的なスポーツイベントやスポーツ教室等の開催に偏っており、参加者が固定化、減少傾向にあるなどの問題を認識していても、なかなか方向転換を図れないでいる。これらは、スポーツに対する多様化した住民のニーズに対応できなくなってきており、地域住民の継続的なスポーツ活動に必ずしも結びついていない。

生涯スポーツ社会の実現には、スポーツに対する住民の主体性が不可欠である。また、住民の主体的な活動を促し、支援する方向に行政の重点を移行するためには、市民のスポーツ活動のために活動しているスポーツ団体とも共通認識の基で連携が必要であり、スポーツ団体自体の主体性も育成、さらにその活動を支援していくことが必要である。

③今後10年間の具体的施策展開

次の事項に留意しつつ、イベント中心に陥りがちなスポーツ行政ではなく、地域住民自らが主体的に取り組むスポーツ活動への支援を推進する方向へ行政の重点を移行する。

(ア) 総合的・効率的なスポーツ行政を推進するために、社会福祉や健康づくり等のスポーツ活動に資する施策を行う関係部局（福祉課、保健衛生課その他）と定期的な連絡会議を開催し、連携を図る。

(イ) 変化する住民ニーズの適時適切な把握のために、福井大学と連携（相互友好協力協定に基づく）し、地域住民に対するスポーツ行政への需要調査を定期的実施する。

(ウ) 地域のニーズを反映した行政を推進するために、住民と行政の調整役としての役割が期待される体育指導委員の資質の向上及び積極的活用を図る。

(エ) 住民の主体的な活動である総合型地域スポーツクラブの活動を促進するために、指導者の養成や施設や用具の充実、活動の場の提供などの環境整備を行う。

(オ) 住民の主体的な活動を促進するために、施設の利用料やその減免規則の見直しを図る。

(カ) 大会運営等スポーツを支援することへの住民ニーズに応え、その主体的な活動を促進するために、スポーツボランティアの組織化を図る。

(キ) 既存のイベント的な事業、特に次のようなスポーツ大会・教室について再評価するとともに、在り方を見直す。



- ・越前大野名水マラソン
- ・スポーツ・レクリエーション祭
- ・市民総合体育大会、種目別市民大会、その他体育協会委託大会
- ・各種武道大会等教育委員会主催大会
- ・公民館やエキサイト広場、海洋センターが開催する大会・教室

また、スポーツ団体に対しては、市民の主体的なスポーツ活動を促し支援する活動に自らが主体性を発揮できるように、次のような取り組みを通して積極的な育成を図る。



(ア) 体育協会については、理事会、常任理事会及び専門部の機能を充実させ、各種施策を展開するための体制を整備するなど、組織の活性化を図り、さら

には、組織の確立を目指して法人格の取得を推進する。また、体育協会においては、各種団体を統轄する組織として、次のような取り組みが望まれる。

- ・加盟団体の意見を反映しながら組織全体の共通理解を図り、共通認識のもとで一体となり活動できる体制を整備すること。
- ・総合的・効率的にスポーツ振興を図るために、市と連携した各種スポーツ振興施策の組織的な展開を図ること。また、そのために、加盟団体に配分されている育成費の在り方を見直すなど、市から補助されている活動資金のより有効な活用を検討すること。
- ・種目別競技団体は、当該種目に関係する各種団体に対するリーダーシップを発揮して、大野市における各々の課題に対し積極的に対応を図ること。
- ・地区体育協会は、定型化している事業の見直しを図り、体育協会のスポーツ振興施策を地域の実状に応じて展開すること。

(イ) スポーツ少年団については、青少年の主体的な活動を促すよう組織全体での理念の再確認と単位団活動への反映を図る。また、そのために、スポーツ少年団においては、市や体育協会と連携して、指導者や育成母集団（スポーツ少年団活動を支える“母体となる集団”）の研修の機会を充実させることが望まれる。



2. レベルの高い競技者を育成するための方策

— 目 標 —

- ・県大会や全国大会で、ひいては日本代表選手、プロスポーツ選手として活躍し、市民に夢や感動を与えるレベルの高い競技者を育成する。

○目標達成のための推進項目

個人の特性や各年齢期における発達の特徴に応じた適切な指導を行い、計画的に育成する必要があるため、(1)一貫指導体制の整備を推進するとともに、競技者の競技水準や活動意欲の向上等を目的に(2)レベルの高い技術に触れる機会の充実を図る。

(1) 一貫指導体制の整備

①到達目標

- ・指導理念や指導方法等の共通認識に基づく一貫指導体制を整備する。
- ・総合型地域スポーツクラブに一貫指導システムを構築する。

②現状と課題

日本のこれまでの競技力向上方策は、競争原理に頼った、各層での大会開催による自然淘汰的なものであり、大野市においても、各層で、それぞれのチーム等がそれぞれの大会に向けて練習に励んでいる。しかしながら、この方法では、競技者の育成において最も重要なジュニア期において、その時々が発達段階に応じた適切な指導や継続的な指導が十分に行われにくく、競技者の能力が伸ばされにくい。また、過度な活動を助長することになり、障害やバーンアウトの発生などの弊害も出ている。

このため、指導者や活動拠点等にかかわらず、一貫した指導理念に基づく個人の特性や発達段階に応じた適切な指導を受け育成される体制を整備する必要がある。また、ジュニア期において、活動拠点を変える必要がなく、同じ指導者群により継続して、個人の特性に応じたレベルの高い指導が受けられる地域スポーツクラブの育成が必要である。

③今後10年間の具体的施策展開

●一貫指導を実施するための体制の整備

(市)

学校運動部やスポーツ少年団等の指導者をはじめとするスポーツ関係者に対して、一貫指導体制を整備することの意義の普及啓発を行うとともに、ジュニア期の競技者を効果的に育成するため、ジュニア期に複数の競技種目を体験する機会の確保について関係者の理解の醸成に努める。

また、総合型地域スポーツクラブが効果的な一貫指導システムを構築していけるように、



情報提供などの支援を行う。

(体育協会)

一貫指導体制を整備することの意義について組織全体で共通理解を図り、市と連携して、

体制の整備のためにリーダーシップを発揮することが期待される。さらに、種目別競技団体は、各学校や地

域スポーツクラブの指導者との連絡会議や合同練習等を積極的に開催し、国レベルで作成される競技ごとの「競技者育成プログラム」の趣旨及び内容や指導の優良事例を提供するなど、一体となった競技者の育成に努めることが望ましい。



(総合型地域スポーツクラブ)

継続した活動及び指導が可能な場である総合型地域スポーツクラブにおいては、効果的な一貫指導システムの構築が期待される。

●一貫指導を担う指導者の養成・確保

(市)

指導者をはじめスポーツ関係者に、財団法人日本体育協会等が開催する各種スポーツ指導者養成事業の情報を提供するとともに、体育協会やスポーツ少年団と連携し、指導者研修会を開催する。

また、「スポーツネットふくい」や企業、民間スポーツクラブと連携し、上級指導者の派遣を支援する。

(体育協会)

各種指導者講習会を開催するなど、指導者の資質の向上を図るための事業を展開することが期待される。

(スポーツ指導者)

現在活動している指導者は、競技者を育成するための一貫指導を担う一指導者として、各種研修会や講習会に積極的に参加するとともに、可能な範囲で資格取得を目指すなど、自らの資質向上に努めることが期待される。



(2) レベルの高い技術に触れる機会の充実

①到達目標

レベルの高いチームや競技者及び指導者を招いた、競技大会や実技講習会等の円滑な開催のための体制を整備する。

②現状と課題

レベルの高い競技者を交えた練習会や試合の開催は、競技水準の向上のみならず、スポーツの普及にも貢献する。特に、青少年が実際に練習会に参加したり、試合を観戦したりすることは、スポーツへの興味・関心を高め、活動意欲の向上にも資する。しかし、身近にプロチームはもとより企業チームもほとんどなく、トップレベル競技者の技術を体感できる機会が少ない。



③今後10年間の具体的施策展開

(市)

競技者が上位大会に出場する際の経費の補助金や激励費を見直し、単なる大会参加への支援から、競技者や一般市民を対象に高い技術に触れる機会を提供する積極的施策への支援に移行する。具体的には、レベルの高いチームや競技者及び指導者を招いた競技大会や実技講習会を開催するなどのスポーツ団体の主体的な活動に、情報や会場の提供や、運営費の一部を補助するなどの支援を行う。また、より円滑な開催が可能となるように施設等の環境整備に努める。

(スポーツ団体)

体育協会をはじめ競技団体や総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体は、互いに連携・協力して、高等学校運動部などと連携した有力校招待試合や、有力チームを招いた公開練習会及び合同練習会、また、現役トップレベル指導者による実技講習会等を開催し、広く市民に公開するなどの取り組みが期待される。



3. 生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策

— 目 標 —

・生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現とレベルの高い競技者の育成を目指し、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する。

○目標達成のための推進項目

生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現やレベルの高い競技者への育成に結びつく、子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、(1)(2)学校と地域社会・スポーツ団体との連携を推進する。また、その基盤的施策として、(3)児童生徒の運動に親しむ資質・能力の育成や体力の向上を図るとともに、(4)学校体育指導者・施設の充実や(5)運動部活動の改善・充実を図る。

(1) 子どもたちの豊かなスポーツライフの実現に向けた学校と地域の連携の推進

①到達目標

学校と地域社会が連携して地域のスポーツ環境づくりを推進することにより、子どもたちの学校内外のスポーツ活動を充実する。



②現状と課題

学校においては、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、学校開放の一層の推進など学校運営全体にわたる工夫改善を図ることが求められている。

このような状況の中で、今後の子どもたちのスポーツ活動についても、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮することを前提に、地域の人材も活用しながら子どもたちが学校で多様な指導を受けることができるよう配慮することと、学校と地域スポーツクラブとの一層の連携を通じて子どもたちに学校外でのスポーツ活動の機会を積極的に提供することにより、学校内外を通じた子どもたちのスポーツ活動を充実していくことが課題となっている。

また、開かれた学校づくりの一環として、地域の貴重なスポーツ環境としての学校の体育施設をより有効に活用することは極めて有意義なことであり、学校体育施設の共同利用の一層の促進を通して、子どもたちを含めた地域の人々のスポーツ活動の場を広げていくことが重要な課題となっている。



③今後10年間の具体的施策展開

次の事項に配慮しながら、地域スポーツクラブ等との連携を図ることについて、各学校の取り組みを促すとともに、学校体育施設の地域との共同利用を促進する。

- (ア) 運動部と地域スポーツクラブに同時に所属することを柔軟に認めること。
- (イ) 開かれた学校づくりの一環として、地域のスポーツ指導者を学校教育へ活用すること。
- (ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成への協力など地域社会と連携したスポーツ活動の展開に努めること。



(2) レベルの高い競技者の育成に向けた学校とスポーツ団体の連携の推進

①到達目標

学校とスポーツ団体が連携したレベルの高い競技者を育成するための一貫指導体制の整備を推進することにより、特に優れた素質を有する生徒の競技力向上を実現する。



②現状と課題

学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心等を踏まえた「個に応じた指導」の充実を図るため、将来において生きがいをもち、個性豊かで活力に満ちた生活を送れるよう、一人一人の個性を最大限伸ばしていくことが求められている。特に、優れた素質を有し、競技力向上の意欲のある生徒については、発達段階や個人の特性に応じた最適の指導を受けることを通じて、組織的・計画的にトップレベルの競技者へと育成されることが望ましい。

しかしながら、こうした生徒については、進学するたびに指導者が替わり、各学校段階を通じて継続した指導が受けられず、その能力を十分に発揮できないこともある。

このため、学校とスポーツ団体が連携した一貫指導体制の整備が必要である。

③今後10年間の具体的施策展開



各学校において、「競技者育成プログラム」の活用や総合型地域スポーツクラブとの連携などにより、生徒の資質や能力を育成できるような方策を検討する。

また、運動部活動の意義や運営の在り方等を十分に理解した質の高い地域の指導者が、各学校の要請に基づき必要に応じて定期的に運動部活動を指導できるようなシステムの構築を図る。



(3) 児童生徒の運動に親しむ資質・能力や体力を培う学校体育の充実

①到達目標

- ・運動に親しむ資質・能力を育成し、児童生徒が生涯にわたり豊かなスポーツライフを送れるようにする。
- ・たくましく生きるための体力の向上を目指し、児童生徒の体力の低下傾向を上昇傾向に転じるため、児童生徒が進んで運動できるようにする。

②現状と課題



スポーツライフが充実したものとなるかどうかは、青少年の時期にさまざまなスポーツに接したか否かにより決まると言われている。学校体育・スポーツは生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うものであり、学校において、体育の授業や運動部活動などを通じ、児童生徒がスポーツに親しみ、その楽しさや喜びを味わう機会を確保

することは、スポーツ振興の観点から極めて重要である。

このため、平成10年度に改訂された学習指導要領においては、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培う観点に立って、体育や保健の内容が改善された。

一方、最近の児童生徒は、日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に基礎的な体力や運動能力が低下する傾向にある。また、運動やスポーツに興味を持ち、積極的に活動する児童生徒とそうでない者の二極化や、生活習慣の乱れや精神的なストレス及び不安感が高まっている現状も見られる。

今後も、生活が便利になること等により、日常生活の中で体を動かす機会がますます減少することが予想されるためであり、運動の機会を定期的に提供し、生涯にわたりスポーツに親しむ契機となる学校体育の重要性は、従来にも増して高まっている。



特に、児童生徒の体力については、体育の授業のみならず、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など学校教育活動全体や地域のスポーツ活動を通じて、その向上を図ることが課題となっている。また、小学校と中学校あるいは中学校と高等学校の間で連携や交流を進めて、広い視野に立って教育活動の改善充実を図り、体力の向上を含めて学校体育の



充実に取り組むことも課題である。

③今後10年間の具体的施策展開

心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と合理的な実践を通して、積極的に運動に親しむ資質・能力を育てることや体力の向上を図ることなどを定めた新学習指導要領の趣旨の徹底により、学校体育の充実を図る。



また、体育の授業だけでなく、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など学校教育活動全体を通じて、豊かなスポーツライフの基礎を培うとともに体力の向上を図ることについて、各学校の取り組みを促す。

さらに、日常の適切な運動の実践に結びつく運動の学び方や体力の高め方を児童生徒の発達段階に応じて身に付けることができるよう、研修会の実施や指導資料などを活用した情報提供を通じて、体育の授業の改善・充実を図る。



(4) 学校体育指導者・施設の充実

①到達目標

教員の指導力の向上を図る。

児童生徒の生涯にわたる運動への意欲を高めるとともに、地域との共同利用も可能となる学校体育施設を整備・充実する。

②現状と課題

学校体育の充実には、優れた指導者の確保が重要である。しかしながら、実技を伴う体育科では、小学校において、特に、高学年では指導内容が高度化するために児童の関心・意欲や技能レベルに合った体育指導が困難と感じる教員が少なくない。中学校、高等学校においても、創意工夫を生かした体育指導の充実により、一人一人の能力等に応じた指導ができるようにすることが求められている。また、我が国固有の文化に触れるための武道の指導も重要である。

また、学校体育施設や設備の充実は、児童生徒の運動への興味・関心、意欲を高めるために重要である。従って、より効果的な指導を行うためにも、また、地域との共同利用を促進するためにも、「誰もが行きたくくなるようなスポーツ施設」という観点に配慮し、その充実を図る必要がある。

特に、児童生徒の体力は長期的には低下若しくは停滞傾向にある状況を踏まえると、児童生徒が学校はもとより地域においても、緑豊かな環境でスポーツ活動を安心して自発的に楽しむことが求められる。とりわけ小・中学校の時期は、多様な動きや運動を日常的に実践することにより体力を高めることができることから、児童生徒が多様なスポーツ活動を身近な場で楽しむことを促進する学校の屋外運動場の芝生化は、体力の向上を図る上で極めて効果的であるとともに、学校生活に大きな潤いをもたらすものである。

③今後10年間の具体的施策展開

●教員の指導力の向上

児童生徒の発達段階に応じて、運動の楽しさや喜びを味わうことや基礎的な体力の向上についての各学校の取り組みが適切に進められるよう、実技を伴う研究協議会や学校種別間の連携への対応なども含めた講習会の開催等を通じて、教員の指導力の向上を図る。

また、具体的な指導事例や実践研究の成果などのさまざまなニーズに対応した指導情報を各教員に提供することにより、指導力の向上のための支援を行う。

●学校体育施設の充実

児童生徒が、緑豊かなグラウンドで楽しく安全にスポーツに親しめる環境を創り出すため、学校の実態等に応じて運動場の芝生化を促進する。また、各学校において、児童生徒が主体的に体力の向上のための活動が行えるように、余裕教室等の活用を検討する。



(5) 運動部活動の改善・充実

①到達目標

児童生徒のスポーツに関する多様なニーズに応えるため、運動部活動の指導者を充実するとともに、運営の改善を図る。

②現状と課題

運動部活動は、学校の指導のもとにスポーツに興味と関心をもつ同好者で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、学校教育活動の一環として位置付けられている。運動部活動では、教員は顧問や監督など指導者として重要な役割を果たしている。

しかしながら、最近、少子化による生徒数の減少、運動以外の活動への興味・関心などによる運動部活動への参加生徒数の減少、指導者の高齢化や実技指導力不足のために、競技種目によっては、チームが編成できない、あるいは、十分な指導ができなくなるなどの状況がある。

このような顧問の高齢化や実技の指導力不足を補うため、地域の指導者を活用することが課題となっているが、①地域の指導者を学校に迎えることに対する学校関係者の理解が不十分であること、②地域の指導者を派遣するシステムが整備されていないこと、③地域の指導者が安心して協力できる条件が整備されていないこと、④地域の指導者においても、運動部活動の意義や運営の在り方に対する理解が十分でないことなどから、地域の指導者の協力を十分得ているとは言えないのが現状である。

また、生徒数の減少等により単独の学校では運動部の活動を継続することが困難な場合も出てきており、スポーツを行いたいという生徒の関心や意欲に応えるための環境の整備が必要である。

なお、運動部活動の運営については、学校週5日制の趣旨も踏まえつつ、競技志向や楽しみ志向など児童生徒のそれぞれのスポーツニーズに応じて地域のス



スポーツ活動を同時に楽しむことができるよう、必要に応じて見直しを図っていく必要がある。また、運動部活動について、一部では、地域のスポーツ活動との関係が疎遠になっているとの問題点も指摘されており、運動部活動と地域のスポーツ活動が連携して児童生徒のスポーツ活動を豊かにしていくための関係者の取り組みが求められている。

なお、学校体育大会については、さまざまな競技レベルの生徒ができるだけ多く試合を楽しむことができるような大会の開催などが検討課題となっている。



③今後10年間の具体的施策展開

●地域の指導者の協力の拡大

地域の指導者の活用を促進するため、地域の指導者の学校教育への活用について学校関係者の理解を深める。さらに、各学校が地域の指導者の協力を得やすくするようなシステムの構築を図るとともに、運動部の顧問に加えて地域の指導者に対しても研修の充実を図る。

また、事故発生時の補償の充実について、地域の指導者が安心して協力できるような環境の整備に努める。

●教員の所属校外での活動体制の整備

専門的な指導力を有したり部活動の指導実績が豊富な教員の有効活用を図るため、教員が所属校以外の学校で、各学校の要請に基づき運動部活動を指導できるような体制を整備する。

●複数校合同運動部活動の検討

学校の実態等に応じて、複数校合同運動部活動について、総合型地域スポーツクラブでの活動と連携するなどの各学校における取り組みを促す。

●総合運動部の活動の推進

児童生徒が興味・関心に応じて多様なスポーツができるよう、複数の種目に取り組むことができる総合運動部の活動について、各学校における取り組みを促す。

●運動部活動の運営の改善

次の事項に配慮しながら運動部活動の運営の見直しを図り、学校教育活動の一環として一層その充実を図るための各学校における取り組みを促す。

(ア) 児童生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的

意義を踏まえ、例えば、一部に見られる勝利至上主義的な運動部活動の在り方を見直すなど、児童生徒の主体性を尊重した運営に努めること。

(イ) スポーツに関する多様なニーズに応える観点からは、例えば、競技志向や楽しみ志向などの志向の違いに対応したり、一人の児童生徒が複数の運動部に所属することを認めるなど、柔軟な運営に努めること。

(ウ) バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点から、学校段階に応じて、年間を通じての練習日数や1日当たりの練習時間を適切に設定すること。

(エ) 学校週5日制の趣旨も踏まえて、児童生徒が学校外の多様な活動を行ったり、体を休めたりできるよう、土曜日や日曜日などを休養日とするなど、適切な運営に努めること。

(オ) 合同練習や定期的な交流大会で異校種間も含めた学校間の連携を図るなど、運動部活動の活性化に努めること。

また、学校体育大会における児童生徒の引率や学校体育大会に向けた週休日等における部活動の指導が行われる場合に支給される指導手当の充実に努める。



策定までの経過

- 平成12年 9月 文部省が「スポーツ振興基本計画」を策定
- 平成12年10月12日 地域スポーツ活動活性化事業運営委員会の設置
- 平成12年10月12日 第1回会議（平成12年度）
- 平成12年11月 9日 第2回会議
- 平成13年 1月22日 第3回会議
- 平成13年 3月22日 第4回会議
- 平成13年 5月16日 第1回会議（平成13年度）
- 平成13年 6月25日 第2回会議
- 平成14年 3月29日 第3回会議
- 「大野市の目指す総合型地域スポーツクラブの基本構想（以下「大野市クラブ構想」）」を作成
- 平成14年 3月16日 教育委員会がスポーツ振興審議会（以下「審議会」）に「大野市のスポーツ振興計画の在り方」について諮問
- ・大野市クラブ構想（案）を提示
- 平成14年 8月 8日 審議会で、大野市クラブ構想を組み込んだスポーツ振興基本計画に沿った計画とすることを確認
- 平成14年11月11日 審議会で、スポーツ振興計画の在り方を審議する特別委員会「スポーツ振興計画検討委員会」の設置を確認
- 平成15年 7月15日 スポーツ振興計画検討委員会（以下「検討委員会」）の設置
- 平成15年 7月15日 第1回会議
- 平成15年 9月26日 第2回会議
- 平成15年11月13日 第3回会議
- 中間報告「大野市のスポーツ振興計画の在り方」を作成
- 平成15年11月27日 検討委員会の中間報告について教育委員会に意見聴取
- 平成15年12月15日 検討委員会が審議会に報告
- 審議会で、答申について審議
- 答申「大野市スポーツ振興計画の在り方」を作成
- 平成16年 1月20日 審議会が教育委員会に答申
- 平成16年 1月26日 教育委員会で、「大野市スポーツ振興計画」について審議
- 平成16年 2月26日 教育委員会が計画を策定



地域スポーツ活動活性化事業運営委員会 委員名列

(敬称略 順不同)

区 分	平成12年度	平成13年度
	氏 名	氏 名
大 野 市 議 会	村 西 利 栄	砂 子 三 郎
大野市スポーツ振興審議会	安 川 昭 一	安 川 昭 一
大 野 市 体 育 協 会	福 田 隆	福 田 隆
	古 瀬 徳 和	古 瀬 徳 和
大野市体育指導委員会	多 田 勝 己	宝 珍 良 和
	小 林 紀 子	安 岡 直 美
大野市学校関係 小 学 校 中 学 校 高 等 学 校	松 森 徹 雄	杉 川 敏 雄
	加 藤 英 紀	加 藤 和 典
	鈴 木 武 彦	鈴 木 武 彦
大 野 市 区 長 連 合 会	瀬 川 順 男	瀬 川 順 男
大 野 市 連 合 婦 人 会	江 波 洋 子	澤 田 文 子
大野市スポーツ少年団指導者協議会	吉 田 克 弥	吉 田 克 弥
大 野 青 年 連 絡 会	北 川 和 文	北 川 和 文
大野市老人クラブ連合会	前 川 太	前 川 太
	佐々木 しず子	佐々木 しず子
大 野 市 社 会 福 祉 協 議 会	広 瀬 守	広 瀬 守
大野市壮年団体連絡協議会	谷 川 定 信	谷 川 定 信
大野市子ども会育成連合会	向 村 英 博	向 村 英 博
大野郡市PTA連合会	廣 瀬 盛 仁	廣 瀬 盛 仁
ジュニアクラブ	大久保 雅 章	大久保 雅 章



スポーツ振興審議会 委員名列

(敬称略 順不同)

区 分	平成13・14年度	平成15年度
	氏 名	氏 名
大 野 市 体 育 協 会	福 田 隆	-
大 野 市 体 育 協 会	古 瀬 徳 和	古 瀬 徳 和
大 野 市 連 合 婦 人 会	兼 井 洋 子	兼 井 洋 子
大 野 青 年 連 絡 会	桑 山 広 行	-
大 野 市 体 育 指 導 委 員 会	松 浦 孝 育	西 川 エツ子
大 野 市 区 長 連 合 会	安 川 昭 一	安 川 昭 一
大 野 市 小 中 学 校 長 会	加 藤 和 典	藤 下 昌 幸
学 識 経 験 者	廣 瀬 章 子	-
学 識 経 験 者	安 岡 千 代 美	-
大 野 市 壮 年 団 体 連 絡 協 議 会	-	石 塚 国 治
大 野 青 年 会 議 所	-	野 尻 剛
大 野 郡 市 P T A 連 合 会	-	前 田 政 美
大 野 市 保 健 推 進 員 協 議 会	-	前 田 廣 子



スポーツ振興計画検討委員会 委員名列

(敬称略 順不同)

区 分	役 職	氏 名
体 育 協 会	大野市体育協会副理事長 大野市剣道連盟副会長	帰 山 正 信
体育指導委員会	大野市体育指導委員会委員長 (福井県生涯スポーツ団体協議会副会長)	多 田 勝 己
スポーツ少年団	大野市スポーツ少年団指導者協議会理事・認定育成員 大野市少年サッカー連盟理事	吉 田 克 弥
競 技 団 体	大野市陸上競技協会理事長	朝 日 正 幸
小 学 校	大野市小学校体育振興連盟理事長 下庄小学校体育主任	川 端 英 郁
中 学 校	大野市中学校体育連盟理事長 陽明中学校体育主任	大 谷 誠 史 郎
高 等 学 校	大野高校保健体育科教諭・部活動担当	奥 島 傑 良
高 等 学 校	大野東高校体育主任・部活動担当	荒 木 康
審 議 会 委 員	大野市区長連合会推薦委員	安 川 昭 一
審 議 会 委 員	大野市連合婦人会推薦委員	兼 井 洋 子
アドバイザー	福井大学教育地域科学部生涯学習講座教授	三 上 肇
オブザーバー	前体育指導主事 阪谷小学校教頭	長谷部 祐 円

